

議第45号

高島市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年5月30日

高島市長 福井正明

高島市税条例の一部を改正する条例

高島市税条例（平成17年高島市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「または」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「もしくは市民税に充当し」を「、個人の市民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、もしくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項および前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項または法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項または法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、および徴収する場合に併せて賦課し、および徴収する。

第41条中「および」を「、個人の」に、「の合算額」を「および森林環境税額の合算額」に改める。

第44条第1項中「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項および第5項において同じ。）」を加える。

第47条第2項中「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「および均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条および第47条の5において同じ。）」を加える。

第47条の6第2項中「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、または納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「および」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「および道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

付則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、付則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の9第2項ならびに第38条の見出しおよび同条に1項を加える改正規定ならびに第41条、第44条、第47条、第47条の2および第47条の6の改正規定ならびに付則第15条の2の2第4項の改正規定および付則第16条の2第3項の改正規定ならびに次条第1項ならびに付則第3条第1項（新条例付則第16条の2第3項に係る部分に限る。）および第2項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第36条の3の2の改正規定および次条第2項の規定 令和7年1月

1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の高島市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき高島市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エおよび付則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第15条の2の2第4項の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。